

小平市と一般社団法人すだちとの連携及び協力に関する協定の締結について

1 一般社団法人すだち設立の経緯等

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成28年度、「こだいらコワーキングスペースすだち」に関する事業及び「子育て応援サイトこだち」の管理運営事業（以下「すだち・こだち事業」という。）は、「東京郊外型の女性の新しい就労推進事業」として、これに創業支援事業を加え、平成28年度から令和2年度までの地域再生計画を国に提出し、これにより地方創生推進交付金等の交付を受けて実施してきた。

地方創生推進交付金等は、「自立性」の要素が含まれていることが交付要件の一つとされており、地域再生計画や交付金の実施計画では、すだち・こだち事業は令和3年度から自立運営を図ることとしている。

すだち・こだち事業は、平成28年度に業務委託によって開始したが、自立に向かうために必要な資金を事業推進の中で調達可能な仕組みを構築する必要があることから、事業運営を担う団体として「一般社団法人すだち」（以下「(一社)すだち」という。）が設立され、平成29年度以降は(一社)すだちに対する補助事業に移行した。この際に、市と(一社)すだちの間で「東京郊外型の女性の新しい就労推進事業」に関する協定を締結し、事業の数値目標達成等のため協力して事業を実施する旨などを定めた。

2 今回の協定締結の経緯

計画どおり、本年度をもって「東京郊外型の女性の新しい就労推進事業」に対する地方創生推進交付金の交付が終了することに伴い、市から(一社)すだちに対する補助事業も終了するが、すだち・こだち事業は、小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、上記の経緯で開始された取組である。

そこで、(一社)すだちによる事業の継続を前提に、市はこれを側面支援するため、令和3年度以降も市と(一社)すだちの間で一定の関係を維持するものとし、現在(一社)すだちと締結している協定書を全面改定して、令和3年度以降のすだち・こだち事業の継続に係る事項等を盛り込んだ内容とする。

3 「小平市と一般社団法人すだちとの連携及び協力に関する協定書」の主な内容

(1) 目的（第1条）

「東京郊外型の女性の新しい就労推進事業」の成果を踏まえて今後も相互に連携・協力し、地域経済の活性化及び子育て世代を中心とした女性が活躍できる社会の実現を図る。

(2) 役割分担（第2条）

- ・(一社)すだち…すだち・こだち事業の実施
- ・市…「子育て応援サイトこだち」を市公認サイトとして位置付け、必要に応じて、①すだち・こだち事業の周知広報、②すだち・こだち事業に係る講座や説明会での公共施設の使用、③「子育て応援サイトこだち」の記事内容への協力を行う。

(3) 物品等の管理等（第4条）

平成28年度の委託事業において「こだいらコワーキングスペースすだち」に整備した物品、設備器具類に係る取扱いについて定める。

(4) 旧協定の廃止（第9条）

協定改定に伴い、現在の「小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略「東京郊外型の女性の新しい就労推進事業」に関する協定書」（平成29年4月1日締結）は廃止する。

4 協定締結日

令和3年4月1日（木）